



令和7年11月28日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565  
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp  
<https://ginza-syaroushi.com/>  
動画:社会保険労務士チャンネル  
<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

## 被保険者証の無効

備忘録として発行することにします。健康保険被保険者証（以下「被保険者証」といいます）は、令和 6 年 12 月 2 日にその発行が終了し、その時点で発行済みの被保険者証は本年 12 月 1 日まで使用が可能（逆にいふと 12 月 2 日以降無効）となっています。

ところが、この取扱いが急に変更となり、わかりにくい状態となっているのです。

### 1 厚生労働大臣会見内容の概要(令 7.11.18)

**記者**: 被保険者証の取扱いについて 3 点お伺いします。①12 日付けで、特例として、全ての被保険者証が来年 3 月末まで使えることになりましたが、経緯と理由をお伺いしたいと思います。②特例について医療機関には周知されていると思いますが、厚生労働省として全国民・全被保険者に周知する予定はないのでしょうか。③健保組合から被保険者に周知すべきか、という照会に対して「被保険者には聞かれたら回答すればよい」と回答されていることは事実なのでしょうか。



**上野大臣**: ①発行済みの被保険者証が全て有効期限の満了を迎えることになります。有効期限切れに気づかないまま、従来の被保険者証を持参して医療機関等を受診されることが当面は想定されます。したがって、加入している保険者によらず、これまでどおりの窓口負担で受診できることとする運用を来年 3 月末まで暫定的に行う旨を、先般、医療機関等に対してお示ししたところです。②マイナ保険証への移行に当たっては、国民の皆様にはマイナ保険証か資格確認書で受診していただきたいと考えているので、ご指摘の暫定措置については、それらがなかった場合の医療機関等における留意事項と考えています。国民健康保険等の保険証の切替えの際と同様に、医療機関等に対して周知していきたいと考えています。③健保組合からの照会の件ですが、暫定措置について加入者からお尋ねがあった場合には、その内容についてお答えいただきたい旨をお示ししています。その際マイナ保険証か資格確認書での受診も併せて周知いただきたいという旨を、健保組合に対してお伝えしていると聞いています。

### 2 大臣回答の意味

これをわかりやすく解説すると、次のとおりです。

①被保険者証は、本年 12 月 2 日以降無効となるが、それを知らないで受診される方があると想定される。その場合、保険医療機関において、10 割負担を求めるのではなく、来年 3 月までは暫定的にこれまでどおりの負担（原則として 3 割）で認める（そういう事務連絡を保険医療機関へ発出している）。



②マイナ保険証か資格確認書で受診するのが筋であり、暫定措置は保険医療機関における留意事項なので当該窓口へ周知すればよい。

③暫定措置であるし、原理原則ではないから広く周知する必要はなく、聞かれたる回答する程度でよい。

### 3 暫定的な措置の背景

マイナ保険証の利用状況は、令和 7 年 9 月時点で、35.6% となっています。令和 6 年 1 月時点では、5.0% ですから利用率はかなり伸びたとはいえ、このまま本年 12 月 2 日を迎えると、保険診療（療養の給付といいます）が受けられなかつたとの事態が続出することは明らかです。

これを回避するために急遽、暫定的措置に出たということで、被保険者・被扶養者には何ら不利益はないといえます。

### 4 対策の遅れ

以上のとおり、被保険者証が無効になったのにあたかも有効として取扱いするという矛盾を承知の策に出たということができます。実害はないとしてもわかりにくいで、決して好ましくありません。

結果論として、マイナ保険証の利用状況の推移を考察すれば、本年 12 月 2 日以降支障が出ることは早くからわかるることであり、もっと早い時期に被保険者証の有効期限を半年間延長すると宣言した方がよほどよかったです。

振り返ると、マイナ保険証への移行につきこの 1 年間、また、それより前の間ににおいて、広報が十分でなく、対応も鈍かったことは否めず、要するに政府の推進エンジン不足と言えるでしょう。

### 5 ネジを巻くしかない

医療保険制度上、被保険者証の発行が不要になったことは、大きく経費が節減できたものと考えられます。事実、健康保険組合では、資格確認書を出さないでしまうに、採用労働者に対してマイナ保険証への移行を強力に働きかけている（強制はできません）と聞きます。

今さら、被保険者証の時代に立ち返ることはできない相談で、今一度マイナ保険証への理解を得る努力が必要と考えられます。そういう意味では、暫定的措置をとらないまま、本年 12 月 2 日を迎えて、少しばかり騒ぎが大きくなるという薬薬を処方した方が一举にマイナ保険証利用率が高まるとの発想もあったことでしょう。

### 6 受診の実務

復習として、受診の実務をまとめておくと以下のとおりです。

- (1) マイナ保険証で受診
- (2) マイナ保険証の所持者でない方には資格確認書が発行されるので、これによって受診
- (3) 被保険者証は、令和 8 年 3 末まで利用できる（積極的に広報はしない）以上

